

暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規則は、会員により行われる顧客との定款第3条第8項に規定する暗号資産関連デリバティブ取引について、顧客に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。

第2章 勧誘

（勧誘の基本姿勢）

第2条 会員は、取引の勧誘に際して、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るために、顧客に対して的確な情報を提供しなければならない。

- 2 会員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約を締結する目的を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に即した取引の勧誘を行わなければならない。
- 3 会員は、取引の勧誘に際しては、自己の判断及び責任で取引を実施すべきことを、顧客に対して適切に理解させなければならない。

（勧誘開始基準）

第3条 会員は、顧客に対し、暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行うにあたっては、取引の類型ごとに勧誘を開始する基準を定めるものとし、当該基準に適合した者でなければ、当該取引の勧誘を行ってはならない。

- 2 会員は、未成年及び高齢者に暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行う場合には、当該会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、未成年及び高齢者の定義及び提供する取引並びに暗号資産の種類、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な取引勧誘を行わなければならない。

（勧誘の承諾）

第4条 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約（以下「暗号資産関連デリバティブ契約」という。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。

- 2 会員及びその役職員は、顧客が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。
- 3 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ契約の締結につき、顧客が当該契約を締結しない旨の意思（当該契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した場合には、以後、当該顧客を勧誘してはならない。ただし、当該顧客から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。
- 4 会員及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで顧

客を勧誘してはならない。

- 5 会員及びその役職員は、定款第3条第8項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の締結について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし会員との間で継続的な取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)を除く。
- 6 会員及びその役職員は、顧客の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘(顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘を含む。)を行ってはならない。

(他者による勧誘の禁止)

第5条 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うことができる金融商品取引業者(以下「暗号資産関連デリバティブ取引業者」という。)以外の者に、会員のために、顧客に対して暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行わせてはならない。

(特別の利益提供の禁止)

- 第6条 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を保証することを約して(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)勧誘を行ってはならない。
- 2 会員及びその役職員は、顧客による資金又は暗号資産の借入について、その保証、あっせんの便宜を供与することを約して勧誘を行ってはならない。

(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)

- 第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し、虚偽の事実を告げてはならない。
- 2 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。
 - 3 会員及びその役職員は、顧客を相手方として暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項について、当該顧客を誤認させるような表示をしてはならない。
 - 4 会員及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(断定的判断の提供禁止)

第8条 会員及びその役職員は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げて取引の勧誘を行ってはならない。

(大量推奨販売等の禁止)

第9条 会員及びその役職員は、不特定かつ多数の顧客に対し、公正な価格の形成を損なうおそれのある特定かつ少数の暗号資産関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

2 会員及びその役職員は、取引価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、暗号資産関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

(暗号資産関係情報を利用した勧誘の禁止)

第10条 会員及びその役職員は、入手した暗号資産関係情報(「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1項に定める意味をいう。)を利用して、顧客の取引を勧誘してはならない。

(対当取引の勧誘禁止)

第11条 会員及びその役職員は、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引と対当する取引を勧誘してはならない。

(根拠を示さない勧誘の禁止)

第12条 会員及びその役職員は、顧客に対し、業府令第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関し裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をして勧誘してはならない。

(明瞭な表示を行わない勧誘の禁止)

第13条 会員及びその役職員は、顧客に対し、業府令第76条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。)勧誘してはならない。

(契約締結前説明書面の説明)

第14条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、協会が別に定める「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第8条に定める契約締結前書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により説明しなければならない。

第3章 宣伝広告

(広告宣伝等の基本姿勢)

第15条 会員は、広告(これに類似するものとして業府令第72条に規定する行為を含む。以下同じ。)又は景品類の提供を行う場合には、顧客保護の精神に則り、取引の信義則

を遵守し、品位の保持を図らなければならない。

- 2 会員は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 3 会員は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。

(禁止行為)

第 16 条 会員は、公序良俗に照らして不適切な場所等（インターネット上のホームページなど広告の内容を伝達するための一切の手段を含む。）及び時間を利用して広告を行ってはならない。

- 2 会員は、顧客の射幸心又は競争心を煽ることを目的として、広告又は景品類の提供を行ってはならない。
- 3 会員は、特定の暗号資産又は暗号資産関連金融指標を過度に推奨する目的をもって、広告及び景品類の提供を行ってはならない。
- 4 会員は、景品類を提供する場合には、不正競争防止法及びその関連法規に従い、会員間の公正な競争環境を乱すことなく、これを実施しなければならない。

(第三者による広告等の配布)

第 17 条 会員は、会員の役職員以外の者に広告物（電子媒体を含む。以下、本条において同じ。）又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を依頼した役職員の氏名及び配布を請け負った者の氏名、住所、配布を行う方法、場所、配布期間を記録し、保管しなければならない。

- 2 会員は、役職員以外の者に広告物又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を行う者に対して、適切に広告物又は景品類の配布を行うために守るべき事項を具体的に示し、その内容を理解させなければならない。

(自社ページ等への誘導表示)

第 18 条 会員が使用するバナー等(第三者が管理するウェブページやメール上に貼付され、会員が指定するウェブページに誘導するための表示をいう。以下同じ。)は、広告とみなす。

- 2 会員は、バナー等（ただし、第 19 条に規定するアフィリエイト広告として用いるバナー等を除く。）を広告として利用する場合、バナー等から遷移し表示されるページに第 22 条に規定する表示事項を記載しなければならない。
- 3 会員は、バナー等から自己のホームページに遷移させる場合には、バナーを付したコンテンツの閲覧者が、会員との暗号資産関連デリバティブ取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項を遷移の途中又は会員ホームページに表示し、顧客の注意を促さなければならない。

(アフィリエイト広告の取扱い)

第 19 条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合、当該広告を含むコンテンツの内容について、広告等審査基準を適用し、その適否を判断しなければならない。かかる審査の結果、不適切と判断したコンテンツをアフィリエイト広告に利用してはならない。

- 2 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中に、その利用するコンテンツ内に広告等審査基準に照らし不適切な内容を検知した場合には、当該コンテンツの内容が適切な状態を回復しない限り、当該コンテンツの利用を継続してはならない。
- 3 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中、利用するコンテンツの監視に努めなければならない。

(アフィリエイトターによる勧誘の禁止)

第 20 条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合には、第 5 条の定めに従って、アフィリエイトター（暗号資産関連デリバティブ取引業者を除く。）に対し、暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を委託してはならない。

- 2 会員は、当該アフィリエイトターが会員のために暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行った場合には、当該アフィリエイトターとの契約を解除することを、あらかじめアフィリエイトターとの間で合意しなければならない。
- 3 会員は、前項に定める合意に反し、アフィリエイトターが暗号資産関連デリバティブ取引を勧誘したことを確認した場合には、直ちに当該アフィリエイトターとの契約を解除しなければならない。
- 4 会員は、アフィリエイトターが暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行うことを誘発させ、又は助長させるおそれのある過度なインセンティブを、アフィリエイトターに対して付与してはならない。

(口コミサイト等に関する留意事項)

第 21 条 会員は、役職員の SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載について、広告に該当するおそれがある場合には、あらかじめ広告審査を実施し、その他広告の取扱いにおいて必要な管理を施さなければならない。

- 2 会員は、役職員による SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載に関し、会員の許可なく広告に該当する恐れのある発言又は情報掲載を行わぬように役職員を教育しなければならない。
- 3 会員及びその役職員は、広告を目的に第三者に SNS への発言及び口コミ情報の掲載を依頼し、行わせてはならない。
- 4 会員及びその役職員は、SNS への発言及び口コミ情報の掲載を利用し、自ら又は第三者を通じて他の会員及びその役職員を誹謗中傷してはならない。

(広告における表示事項)

第 22 条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 会員の商号
- (2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号
- (3) 協会に所属する旨

- (4) 取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（ただし、これらの表示ができない場合にあっては、その旨及びその理由）
- (5) 取引に関して顧客が取引証拠金、保証金その他の担保（以下「証拠金等」という。）を預託しなければならない場合には、その旨及び預託する額又はその計算方法
- (6) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその要因と理由
- (7) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその要因と理由
- (8) 取引の額（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条第 1 項 3 号に規定する額をいう）が証拠金等を上回る可能性がある場合にはその旨及び当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出できない場合にあっては、その旨及びその理由）
- (9) 取引について、会員が表示する暗号資産の売付けの価格と買付けの価格（又は売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして業府令第 75 条各号に規定する事項）とに差がある場合にあってはその旨
- (10) 取引に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実
- (11) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと
- (12) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること

（放送等による広告における表示事項）

第 23 条 会員は、施行令第 16 条第 2 項に規定する基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令 77 条第 1 項各号に規定する方法による広告を行う場合には、前条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。

- (1) 会員の商号又は名称
- (2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号
- (3) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその旨
- (4) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその旨
- (5) 取引を開始するにあたり、あらかじめ顧客に対して書面（「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第 8 条に規定する契約締結前書面を含む。）の交付その他の適切な方法により提供される情報の内容を十分に確認すべき旨
- (6) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではない旨
- (7) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること

(必要事項の表示方法)

第 24 条 会員は、第 22 条又は前条の規定により広告に表示する事項については、顧客が十分かつ容易に視認できるようにしなければならない。

- 2 会員は、第 22 条の規定により広告に表示する事項については、同条第 6 号、第 7 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。
- 3 会員は、前条の規定により広告に表示する事項については、同条第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。
- 4 会員は、動画広告を行う場合には、視聴者が十分に視認することができる表示時間を用いて行わなければならない。
- 5 会員は、インターネットを通じて行う広告に表示する事項については、広告に該当する箇所から認識しやすい位置に表示しなければならない。ただし、他のページに遷移するリンクを広告に該当する表示付近に設ける場合には、当該リンクにより遷移する最初のページに表示することを妨げない。

(音声のみによって行われる広告)

第 25 条 会員は、ラジオなど音声を通じてのみ行われる広告を利用する場合には、表示される事項を聴取者が十分に聞き取れる速度と音量をもって、音声にて伝えなければならない。

(不実表示の禁止等)

第 26 条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、次の各号に掲げる事項について広告及び景品類の提供を行う場合には、次の第 1 号から第 4 号及び第 8 号に掲げる事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。また、次の第 5 号から第 7 号及び第 9 号から第 12 号に掲げる事項について、顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

- (1) 取引を行うことによる利益の見込み
- (2) 契約の解除に関する事項
- (3) 契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- (4) 契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- (5) 会員の資力又は信用に関する事項
- (6) 会員の取引の実績に関する事項
- (7) 取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
- (8) 暗号資産の性質
- (9) 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
- (10) 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
- (11) 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項
- (12) 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利

に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

- 2 会員は、次の各号のいずれか該当し又は該当するおそれのある広告の表示を行ってはならない。
- (1) 取引の信義則に反するもの
 - (2) 会員企業の品位を損なうもの
 - (3) 関連法令等に違反する表示のあるもの
 - (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - (5) 顧客の判断を誤らせる表示のあるもの（取引に関する課税を不正に免れる表示を含む。）
 - (6) 取引の公正な競争を妨げるもの
 - (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの（バナー広告等におけるものを含むが、これに限られない。）
 - (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じせしめるもの

（比較広告に関する留意事項）

- 第 27 条 会員は、自己と他者を比較して広告を行う場合には、次の各号に従い、適切に行わなければならない。
- (1) 客観的に実証されていること。
 - (2) 正確かつ適正に引用していること。
 - (3) 比較の方法が公正であること
- 2 会員は、比較広告を行う場合は、比較対象範囲及び抽出基準その他比較の適正を示す事項を明らかにしなければならない。
- 3 広告審査担当者（第 33 条 1 項に定める意味をいう。以下、本条において同じ。）は、比較すべきデータその他の情報を検証し、比較広告の内容に誤りのないことを審査しなければならない。
- 4 広告審査担当者は、前項により用いるデータその他の情報を審査資料として保管しなければならない。

（協会による指導等）

- 第 28 条 会員は、会員が行う広告又は景品類の提供に対し、協会から確認を求められた場合には、速やかに応じなければならない。
- 2 会員は、協会により広告又は景品類の提供に対する指導を受けた場合には、速やかにこれに応じ、広告又は景品類の提供について修正その他の対応を計らなければならない。
- 3 前項の結果、会員に生じる損害については会員自身が負うものとし、協会にこれを求償することはできない。

第 4 章 業務管理

(広告に関する社内規則)

第 29 条 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供の実施に関する社内規則を定めなければならない。

- 2 会員は、広告方法及び内容並びに景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることを確認するための審査基準を定めなければならない。
- 3 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供業務並びに第 33 条に基づく広告等の審査に関する業務に対し、内部監査を行わなければならない。

(営業員の管理)

第 30 条 会員は、会員の営業所以外の場所で取引の勧誘を行う役職員（以下「営業員」という。）の氏名及び所属部署、営業員としての登録日及び登録廃止日を記録した営業職員簿を作成し、保管しなければならない。

- 2 会員は、営業員以外の役職員に、営業所以外の場所で、顧客の勧誘行為を行わせてはならない。

(営業責任者)

第 31 条 会員は、営業員の業務行為を統括する責任者（以下「営業責任者」という。）を定めなければならない。

- 2 営業責任者は、営業員の業務行為を監督するほか、営業員が適切に顧客の勧誘を行うための業務上の指導及び教育を行わなければならない。

(広告の管理)

第 32 条 会員は、広告及び景品類の提供を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、会員の役職員が、会員の許可なく広告又は景品類の提供を行わないように、その行動を管理しなければならない。
- 3 会員は、使用する広告及び景品類を管理するための管理簿を設け、行った広告等を容易に検索できるように管理しなければならない。
- 4 会員は、広告及び景品類の提供を管理する者及び会員の業容や広告の媒体、内容、規模等に応じた決裁基準を定めなければならない。
- 5 会員は、使用した広告及び景品類のサンプルを、会員が定める期間、保存しなければならない。ただし、物理的に保存することができない場合には、使用する 広告又は景品類に代えてその内容が具体的に判別することができるように記録し、保管しなければならない。
- 6 会員は、広告及び景品類の提供を行った日時、場所、配布を行った場合には当 該配布を行った者及び第 3 項の管理簿に記載した事項、次条第 3 項の審査結果その他の情報を記録し、前項の保存する広告物又は資料とともに保管しなければならない。

(広告等の審査)

第 33 条 会員は、広告及び景品類の提供に係る業務を担当する部署及び前条第 4 項に定める管理者から独立した者を広告審査担当者として定めなければならない。

- 2 前項の担当者は、会員が定める広告等審査基準及び前条第 4 項に定める決裁基準に従い、会員が行う広告の方法、及び内容、景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることをあらかじめ確認し、その結果を保管しなければならない。
- 3 会員は、前条第 6 項の記録に関し、前項の審査結果を記載しなければならない。
- 4 会員は、広告又は景品類の提供期間中又は終了後、実際の広告及び景品類の提供が社内規則及び決裁指示に従い、適切に行われたか確認しなければならない。

第 5 章 誤認防止等

(登録証の表示)

第 34 条 会員は、金融商品取引業者の登録番号及び協会の会員である旨を記した登録証を、本店及び営業所に掲示しなければならない。

- 2 会員は、自ら管理するインターネット上のコンテンツに対し、金融商品取引業者である旨、金融商品取引業者登録番号及び当協会の会員である旨を表示しなければならない。

(誤認防止)

第 35 条 会員は、他の金融商品取引業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いてはならない。

- 2 会員は、法定通貨又は暗号資産関連デリバティブ取引以外の金融商品取引その他の金融関連取引と誤解される名称を用いて取引を行ってはならない。